

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和7年2月14日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400160 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400050 号

## 第 1 結論

請求期間④について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 47 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 47 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和 47 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月 1 日から昭和 30 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 4 月 1 日から昭和 32 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 32 年 5 月 5 日から昭和 34 年 3 月 1 日まで  
④ 昭和 47 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

請求期間①について、夫から、姉夫婦が始めた電気店のB事業所に正社員として勤務していたと聞いていたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間②について、夫から、C社に正社員として勤務していたと聞いていたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間③について、「ゼイセイテキカク ネンキンセイド 一時金給付ご送金のお知らせ」によると、夫のD社への就職年月日は昭和 32 年 5 月 5 日と記載されているが、同社E支店の厚生年金保険の被保険者記録は昭和 34 年 3 月 1 日資格取得となっており、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間④について、前述の「ゼイセイテキカク ネンキンセイド 一時金給付ご送金のお知らせ」によると、夫のD社への就職年月日は昭和 32 年 5 月 5 日、退職年月日は昭和 63 年 6 月 30 日と記載され、雇用期間に途切れはないが、昭和 47 年 6 月の 1 か月間のみ厚生年金保険の被保険者記録に漏れがある。

請求期間①から④までについて、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間④について、訂正請求記録の対象者に係る雇用保険被保険者記録、A社とグループ企業であったとするF社（旧D社）が提出した退職者個人記録管理表、請求者が提出した訂正請求記録の対象者に係る税制適格退職年金制度の資料等から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間④においてA社に継続して勤務（昭和47年7月1日にA社からD社E支店に異動）し、昭和47年6月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和47年6月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社における同年5月の厚生年金保険被保険者記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、オンライン記録によると、当該謄本で確認できる代表取締役及び取締役は、死亡又は所在不明であることから、請求期間④に係る訂正請求記録の対象者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、請求期間④について、事業主が資格喪失年月日を昭和47年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年6月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和47年6月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、同年6月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、請求者は、訂正請求記録の対象者はG市に所在したB事業所に勤務した旨主張し、その資料として請求者が提出した写真にはB事業所の名称の看板が確認できるものの、オンライン記録等によると、B事業所に該当する厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない。

また、請求者は、B事業所を経営していたとする訂正請求記録の対象者の姉夫婦は既に死亡している旨陳述していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態等を確認することができない。

3 請求期間②について、請求者は、訂正請求記録の対象者はG市Hに所在したC社に勤務していた旨主張しているところ、オンライン記録等によると、同社と名称及び所在地が符合する厚生年金保険の適用事業所が確認できる。

しかしながら、訂正請求記録の対象者が勤務していたとするC社の事業主及び一緒に勤務した者の氏名について、請求者から陳述が得られない上、オンライン記録等によると、前述の適用事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから照会することができないほか、G市Hに所在したC社に係る商業登記簿謄本について、法務局は、商号（名称）・本店（主たる事務所）等を調査したが、該当する会社・法人は見当たらなかった旨回答していることから事業目的等の確認もできないため、訂正請求記録の対象者が勤務していたとするC社と厚生年金保険の適用事業所として確認できるC社が同一事業所であると判断することができない。

なお、前述の適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者の氏名はなく、健康保険の番号に欠番もない。

4 請求期間③について、訂正請求記録の対象者に係る雇用保険被保険者記録等によると、訂正請求記録の対象者は、D社に係る雇用保険被保険者資格を昭和33年2月2日に取得し、昭和63年6月30日に離職していることが確認できる。

また、F社が保管する訂正請求記録の対象者に係る退職者個人記録管理表によると、入社年月日は昭和32年5月5日、退職年月日は昭和63年6月30日と記録されており、前記1の税制適格退職年金制度の資料においても、前述の管理表に記録されている入社年月日及び退職年月日と同日の就職(加入)年月日及び退職(脱退)年月日が記録されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社E支店は、昭和34年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、同日よりも前に同支店が厚生年金保険の適用事業所であった記録はなく、F社も請求期間当時に係る資料はない旨回答していることから、請求期間③において、D社E支店が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことを確認できない。

また、F社は、請求期間③に係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の届出関係の資料はない旨回答しており、請求者も訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る給与明細書等を所持していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の届出について確認することができない。

なお、公共職業安定所の担当者は、訂正請求記録の対象者がD社において雇用保険被保険者資格を取得したのは、I市Jに所在していた事業所である旨陳述していることから、所在地が符合するD社に係る事業所別被保険者名簿及びD社J製作所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求期間③において、訂正請求記録の対象者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

5 このほか訂正請求記録の対象者の請求期間①、②及び③における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間①、②及び③において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。